

正 誤

ページ 行 誤 正

令和六年七月十七日公布財務省令第五十一号
(予算決算及び会計に係る情報通信の技術の利用
に関する対象手続等を定める省令の一部を改正す
る省令)
(原稿誤り)

二二 改正前 欄 条 一 項 条 第 一 項

終りから

令和六年三月十一日外務省告示第七十四号(キ
リバス共和国政府に対する贈与に関する日本国政
府とキリバス共和国政府との間の書簡の交換に関
する件)
(原稿誤り)

三三 終りから 一八 イ シン テ ア ン ・ シ ン テ ・ イ シ ン
テ ア ン